

弘前市職員のりんご農家等への従事等の制限に係る許可に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弘前市職員の兼業許可等に関する事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）第11条の規定に基づき、りんご農家等におけるりんご生産に関わる事務に職員が従事するにあたり、市長が従事内容の審査を行う場合の事務の取扱いについて、事務取扱要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「りんご農家等」とは、りんご農家又は農業法人（りんごの栽培を行っているものに限る。）をいう。

(兼業許可の申請)

第3条 職員は、りんご農家等での兼業の許可を受けようとするときは、あらかじめ事務取扱要領第4条第1項の兼業許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、兼業の可否を事務取扱要領第4条第3項の兼業許可・不許可通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(兼業許可の審査内容)

第4条 市長は、事務取扱要領第7条の規定のほか、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認められるときは、兼業の許可をしないものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

(1) 兼業しようとする職員が占める職と許可に係る兼業先との間に、特別な利害関係が発生するおそれがあるとき。

(2) 従事先での勤務時間数が、当該職員に係る正規の勤務時間が割り振られた日において1日当たり3時間を超えるとき、1週間当たり8時間を超えるとき及び1月当たり30時間を超えるとき。

(兼業許可の取消し)

第5条 りんご農家等での兼業の許可を受けた職員は、当該兼業を必要としなくなったとき又は当該許可に係る内容が不許可の要件に該当するに至ったときは、直ちに事務取扱要領第9条第1項の兼業許可取消申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず第4条各号又は事務取扱要領第9条第2項各号のいずれかに該当すると認めたときは、兼業の許可を取り消すものとし、同条第3項の兼業許可取消通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(適用除外)

第6条 本要領の規定は、自営としてりんご農家を営む職員の当該自営に係る従事については、適用しない。

附 則

この要領は、令和3年9月2日から施行する。